

「第 117 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 7 年 5 月 15 日（木曜日）に、「第 117 回 コーデックス連絡協議会」を農林水産省共用第 2 会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は和田政裕委員が議事進行役を務めました。
議事次第に基づいて、事務局から、令和 7 年 6 月に開催される第 34 回一般原則部会（CCGP）、第 18 回食品汚染物質部会（CCCF）の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。
なお、委員は会議室又はウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

- (1) 第 34 回一般原則部会（CCGP）
仮議題 3：一般原則部会（CCGP）の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報
(山口隆司委員) コーデックス信託基金（CTF）について第 1 期（2004 年～2015 年）では、途上国を対象に旅費を支援し、コーデックスの会議への参加を促進する目的だった。2016 年以降持続的に対象となっていた途上国の参加が増加しているというデータはあるか。
(事務局) 2016 年以降、途上国全体の参加について、コーデックス戦略計画の実施状況の調査等により短期間な動向は示されているが、持続的に増加しているというデータは承知していない。
(山口隆司委員) 第 2 期については、コーデックスの活動への参画能力構築支援を目的としてコーデックス関連のテーマに基づく活動の推進に焦点が当てられていたかと思う。成果物のデータベースの作成等により情報発信し、財政的な厳しさから脱局できることを期待する。
(事務局) 御意見いただき感謝。

(山口隆司委員) コーデックス e ラーニングコースについて、本コースは、基礎知識習得かと思うが、「新コースの開発」というのはどのような内容か。
(事務局) 現在開発中の第 5 コースはリスク評価に関する内容。詳細は承知していない。なお、第 1 コース（Introduction to Codex）、第 2 コース（Engaging in Codex）、第 3 コース（Science and risk analysis in Codex）、第 4 コース（Codex collaboration at regional level）は日本から FAO への拠出金事業（包括的 SPS 関連対策事業）を活用して開発されたものである。

仮議題4：コーデックス手続きマニュアル：文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容のレビュー

(山口隆司委員) コーデックス事務局から各部会のホスト国に質問が発出されたものと理解する。地域調整国にも出ているようであるが、日本には質問は来ているか。

(事務局) これらの作業は 2024 年に実施されたものであり、当時のアジア地域調整国は中国であったため、日本は本作業部会の案内は受け取っていない。本作業部会は、コーデックス事務局から地域調整国を含む各部会ホスト国に対して案内が発出された後、議長である米国、共同議長であるフランスの主導の下、質問状が回付され、結果がとりまとめられた。

(山口隆司委員) 本件は、物理的作業部会 (PWG) と電子的作業部会 (EWG) ガイドラインの改訂の必要性の議論だと思う。日本はどのような立場か。統一した文書か別々の文書の方が良いのか。EWG については、ハンドブックも最近発出されていた。

(事務局) 日本は、別々の文書の方が良いとのオプション 2 を支持する立場である。PWG と EWG は運営方法や作業手順において本質的な違いがあることから、統合するのではなく、引き続き別々に維持されるのが望ましく、その上で、近年のバーチャル作業部会 (VWG) や会期中作業部会 (IWG) の活用も踏まえ、それぞれのガイドラインについて現在の実務の慣行を反映する形で見直しを行うことが望ましいとの立場。

なお、昨年 11 月に公表された EWG ハンドブックは、長年にわたり EWG に関与してきた関係者の経験等も踏まえ、コーデックス事務局が作成した、EWG 議長・共同議長や参加者向けの実践的な手引書であるが、本手引書でも言及されているように、その基本となるのは手続きマニュアル第 3.6 章の EWG ガイドラインである。この点からも、当該ガイドラインに現在の実務の慣行との乖離^{かい}が見られる場合には、実態に即した形で適切に見直しを行うことが望ましいと考える。

仮議題5：コーデックス手続きマニュアル：コーデックス規格及び関連文書の修正 (amendment) 及び改定 (revision) 指針の更新

(山口隆司委員) コーデックスの出版物は、FAO と WHO が共同で発行しており、FAO が主たる発行者である。このため、コーデックス関連文書は、FAO の出版のガイドライン類に準拠しており、本作業において FAO 出版部門と協働されていると思われる。WHO の出版ガイドラインは、FAO とは相違するものなのか。

(事務局) 例えば、WHO では、「～に関するガイドライン」のように、タイトルに「ガイドライン」という名称が含まれる文書を出版しようとする際は、クリアランスのための審査が非常に厳しいが、FAO と WHO の合同で開催した単発の専門家会議のレポートのようなものについては、そこまでハードルは高くなく、FAO と WHO のそれぞれでクリアランスを取って共同で出版している。FAO と WHO で、手続きや考え方に大きな違いも特にはないと思われる。

仮議題6．コーデックス委員会の作業における国際非政府組織 (NGO) の参加原則の修正案

(清水隆司委員) 過去にオブザーバーとして参加した部会において、一部のオブザ

ーバーが科学的ではない意見を延々と述べて、議論の進行が妨げられることがあった。本件により、そのような事態を回避し、本質的な議論に十分な時間が充てられることを期待する。その一方で、コーデックスはできるだけ開かれた場で議論されるべきと考える。発言権はなくても傍聴できるようにお願いしたい。

(事務局) 御意見いただき感謝。コーデックスの議論は原則公開であり、今後も傍聴の機会が確保されるよう留意したい。

仮議題 7：コーデックス手続きマニュアル：活動中の部会の担当範囲に該当しない新規作業提案の審査において、よりリソース効率的な慣行を図るための手続きマニュアルにおける既存規定の活用可能性のレビュー

(森田満樹委員) 新規作業提案について、その審査・実施を行うためのオプションについて CCGP で議論の要請があったということだが、その背景は、新規作業提案が急増しているからか、執行委員会のリソースの問題か。昨年の執行委員会、総会の背景を含めて改めて教えていただきたい。

(事務局) 本件は、新規作業提案の数が増えていること自体ではなく、執行委員会に直接提出される新規作業提案に関する課題が背景にある。昨年 11 月に開催された第 87 回執行委員会において、コーデックス事務局から、回付文書による意見照会のみでは技術的な検討や加盟国間の十分な意見交換が困難であること、一部の新規作業提案においては、必要な討議文書が整っていない等提案内容の精度が不十分であること、現在休会中の部会を再開する場合には会合日程の調整や限られたリソースの活用といった実務的な制約があること等が課題として取り上げられた。このような課題を踏まえて、新規作業提案の技術的な審査を担当する既存の部会が存在しない、あるいは休会中の場合に、リソースの効率性を確保しつつ、手続きマニュアルの既存規定をどのように活用することが可能かという点について、第 47 回総会から CCGP に検討が付託されたものである。

(森田満樹委員) CCGP への要請は、手続きの改訂ではなく、既存の手続きをどのように有効活用できるかという点の検討であるということだが、手続きにどこまでかわかることになるのか。「有効活用できるかという点での検討」という意味がわかりにくいので教えていただきたい。

(事務局) CCGP への要請は、現時点で手続きを新たに見直すことを目的としたものではなく、既存の手続きの中で、上述のような新規作業提案にどのように対応できるかを検討することにある。つまり、既存の手続きがこうしたケースに十分対応できているのか、もし不十分であれば、どのように解釈・運用すれば効率的に対応できるのかの検討が求められている。作業文書がまだ公表されていないため、今後の議論の展開は不透明だが、まずは既存の規定の運用面に焦点をあてた検討になると考えている。

(山口隆司委員) 前回の総会の状況を見ると既存部会関連で 23 の新規提案が提出された。新規提案について、部会の活性化を表すものと理解できるが、その提案毎に作業部会の議長国、共同議長国を決めることになるので、作業及びリソースを考慮すると「作業の優先順位付け」を十分に踏まえて提出すべき、との立場に賛成。

また、執行委員会に直接提出される新規提案の取扱いについては、かなり無理がある気がする。必ずしも技術的専門家とは限らない執行委員会メンバ

一の苦労が想像される。同時に手続きマニュアルの既存の手続きの有効活用で解決できるものか。

(事務局) 御意見いただき感謝。作業文書がまだ公表されていないため、今後の議論の展開は不透明だが、現時点では、新規作業提案を作成する提案国においても、クリティカルレビューを行う執行委員会においても、手続きマニュアルの既存の規定をより適切に運用していくことが重要だと考えている。

仮議題 8 : 電子的なコミュニケーションのみによる部会 (committee working by correspondence) の規準及び手続きガイドラインの適用のレビュー

(樋渡由岐委員) 「(対処方針) ガイドラインの見直しの必要性については、最近の CWBC の経験を踏まえ、他国の意見も聴取しつつ、適宜対処したい。」について、参加国間の距離や時間の観点から、効率性やコスト削減の面で対面での会合よりも電子的な、バーチャルなコミュニケーションの活用が有用であるという背景かと推察するが、他に期待されるメリット、課題はどういうことがあるか。

(事務局) working by correspondence による部会とは、通信形式により会議を行う部会のことを指し、リアルタイムで会議に参加するバーチャル会合とは異なり、主に文書によるやりとりを通じて会議が行われる。従来はメール、近年はオンラインプラットフォームが活用されている。主なメリットとしては、他の会合形式に比べて、旅費や会議開催費用が抑えられる一方、開催期間が長い (通常 2, 3 週間程度) こと、リアルタイムのやりとりではないので、議論が深まらず、複雑な論点の議論には不向きであること等の課題がある。

(樋渡由岐委員) 今後、他の部会でもバーチャルなコミュニケーションの検討が進む可能性は高いのか。

(事務局) working by correspondence は、通常、休会中の部会を再開して、総会から付託された限られた議題を扱う場合に用いられる形式であり、現在活動中の部会に適用される可能性は低いと考える。また、現在活動中の部会は、必要に応じてバーチャル (ハイブリッド) 形式による会合も実施可能だが、コーデックスの会議は基本的には対面形式を前提としており、実際の議論において対面でのやり取りが持つ意義や利点が大きいため、バーチャル形式を積極的に導入する方向にはなっていない。

(2) 第 18 回食品汚染物質部会 (CCCCF)

仮議題 3 : FAO 及び WHO (FAO/WHO 食品添加物専門家会議 (JECFA) を含む) からの関心事項

(細野秀和委員) 「フードチェーンの各段階において良質な水の利用は食品の安全確保に極めて重要」「コーデックスにおいては水質の化学的な安全性に関するガイドラインは存在せず、そうした作業の基礎とするため FAO、WHO が～報告書を作成中」とあるが、2025 年 5 月に臨時専門家会合が開催されるというこの FAO、WHO による報告書の作成に、日本政府又は日本の専門家は関与しているのか。

(事務局) 専門家として、日本からは国立研究開発法人国立環境研究所 (環境リスク・健康領域) の浅見真理 上級主席研究員の参加が WHO から発表されている。なお、個人として独立した専門家としての参加のため、日本政府として専門家会合に関与しているものではない。専門家の候補に対するコメントが

5月20日まで受け付けられている。

(細野秀和委員)「食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン」(CXG 100-2023)は水質の化学的な安全性についてはカバーしていない、という整理のようだが、今回FAOとWHOが取りまとめる情報や知見はその後CXG 100-2023にも反映される、ということか。それとも水の化学物質は別のガイドラインでカバーする、という枠組みがすでに決定しているのか。WHOの「飲料水水質ガイドライン」は守備範囲が異なるので受け皿にはならないとの認識で質問している。

(事務局)この会議では、FAO農業食品システム及び食品安全部門(ESF)が作成した「農業食品システムにおける化学的な水質に関連する食品安全問題の優先順位付け」という文書の最終化の促進が目的であると発表されている。

本専門家会合のスコープには、

- ・ピアレビュー*を通じた報告書の検証
- ・食品安全上、特に重要な水由来汚染物質の優先順位に関する合意
- ・コーデックス及びその他の関係者に対する最終的な結論と勧告の策定

が含まれている。

この専門家会合の結論及び勧告を受けて、コーデックスの作業にどのように落とし込むのかについては、それぞれの関連する部会で議論されるものとする。 (農薬残留物であれば残留農薬部会(CCPR)、動物薬残留物であれば食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF)、汚染物質であればCCCF)

*専門家同士がお互いの研究成果や論文などを評価・審査するプロセス。

(山口隆司委員)JECFAの活動を支えるWHOの財政状況を受け、JECFAの会議の短縮、今後の会議の延期が決定されている点について、関連部会として、評価を依頼する物質の数を減らす努力も必要であるが、重要な会議であることを再認識し、多くの国からのサポートが得られるような活動が必要だと思う。会議が短縮される場合の評価物質の優先順位付けは、どのように決定されるのか。

(事務局)優先リストの議論においては、以前からリスト内のどの物質の優先度が高いかも含めて議論されているところ。JECFAのリソース不足については以前よりアナウンスされており、今後さらにリソースが不足すると考えられる。限られたリソースを有効に扱うには、財政支援だけでなく、手戻りの無いようにリスク評価方針を明確に定めたり、不確実性の高い評価とならないよう必要な情報やデータを提出したりと、効率的に評価を行うことがこれまで以上に求められる。

(森田満樹委員)WHOの現在の財政状況を受けて、JECFAの評価要請にこたえるのが難しい等の説明がある。前回のコーデックス連絡協議会でも、事務局から同様の説明があった。本年3月に開催された第55回食品添加物部会(CCFA)の議題3.1の「FAO/WHO及び第99回JECFA会合からの関心事項」(CX/FA 25/55/3)のパラグラフ24には「現在の予算の制約により、WHOは必要な資源を確保できず、JECFAの運営を縮小する必要性がある。その結果、2025年7月に予定されていた食品中に残留する動物用医薬品に関する第101回JECFA会合は延期された。さらに、2025年10月に予定されている食品汚染物質に関する第102回JECFA会合は短縮され、1つの汚染物質グループのみの評価となる予定である」などと書かれていたようであるが、今後のCCCF

の活動にも影響があるのか。

(事務局) JECFA 会合の縮小は、今後の CCCF の活動にも影響すると予想される。具体的には、ダイオキシン類のリスク評価が先送りされることで、そのフォローアップの議論が先送りされることになる。

(木戸啓之委員) JECFA の予算問題について、CCFA に関する事項ではあるが、食品業界の立場としては、途上国を中心として、JECFA による食品添加物の評価に基づく食品添加物に関するコーデックス一般規格 (GSFA) を準用する国が多いことから、新しい食品添加物について海外でビジネスをしたり顧客に対し安全な情報を提供したりするために、JECFA の評価をエントリーしている側面もある。お金が足りないから評価件数を減らす、という対応ではなく、各国と議論して評価件数を減らさないように努めてほしい。

(事務局) 農林水産省において、少額ではあるがコーデックスのリスク評価機関の会議費を支援する拠出金の予算を持っており、引き続き予算の確保に努めてまいりたい。

(細野秀和委員) WHO からの報告事項について、「第 1 フェーズとして、摂取される主なパー（ペル）及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) と主な健康影響を特定 (2025 年 6 月まで)、第 2 フェーズとして、PFAS のグループ化、耐容一日摂取量 (TDI) や飲料水のガイドライン値の例示的な算出、～」とあるが、2024 年 6 月に日本の食品安全委員会が取りまとめた、PFOS と PFOA の TDI 値を含む、PFAS の評価書 (参照した文献や TDI 値設定の考え方) は、WHO による PFAS の検討に対し、情報提供されているのか。

また、TDI の算出と、特定の食品 (群) (例えば飲料水) のガイドライン値の検討は同時に行うものではなく、その間にばく露経路についての考察が必要と考える。この点について、農林水産省の PFAS 実態調査の結果を含め、日本の知見・考え方を WHO の専門家会議にしっかり伝え反映していただくことを期待する。

(事務局) 食品安全委員会が作成した評価書の英語版要約を情報提供可能である旨をすでに WHO へ情報提供済みである。先般、食品安全委員会が発行している Food Safety 誌に英語版要約が掲載されたので、JECFA による汚染物質の評価の優先リストに関する議題 (議題 21) において情報提供する予定。専門家会合は、各国の政府を代表する者の会議ではなく、個人として独立した専門家の会議であり、政府の考え方を伝える場ではないと承知しているが、日本の知見が活用されるよう必要な対応をしてまいりたい。

(森田満樹委員) 「WHO からの報告事項」に PFAS の健康影響に関する取り組みの予定が示されているが、これは WHO が公表している飲料水水質ガイドライン作成のための背景文書「飲料水中の PFOS 及び PFOA」の延長線上にあるものか。新たな取り組みと解釈した方が良いのか位置づけを教えてください。

(事務局) 飲料水の水質ガイドライン作成のための背景文書については、パブリックコメントで寄せられたコメントや国際がん研究機関 (IARC) の発がん性評価を含む最新の情報を考慮してレビューを継続すると WHO は発表している。本作業は、その延長線上にあり、飲料水以外のばく露源も含めた総括的なレビュー作業が行われており、WHO は、可能であれば、最終的に飲料水のガイドライン値を確立するための出発点となる耐容摂取量を決定するとしている。CCCF の第 16 回会合において JECFA の優先評価リストに PFAS が追加さ

れたことにも留意し、本作業が JECFA の評価においても重要な役割を果たすとされている。

(森田満樹委員) PFAS の健康影響について、あくまで飲料水の水質ガイドラインの専門家会合が関わっていて、水のみがレビューのゴールであり、食品は対象外なのか。

(事務局) 当初 WHO では飲料水の水質ガイドラインについて先行して作業が行われていたが、食品を含むその他のばく露源を含めてレビューを行うことが決定しており、JECFA の評価の基礎にもなるとしている。

(森田満樹委員) 今後、第 3 フェーズなどになっていくと食品も含まれて来るのか。

(事務局) 今年の会合では第 4 フェーズくらいまで考えているとの情報提供があり、今後、何がばく露源として重要なのか特定されれば、より具体的な作業が明らかになっていくと考えられる。

仮議題 6 : 食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範 (ステップ 4)

(樋渡由岐委員) 「(対処方針) 海藻の附属書については、その内容が附属書の作成を正当化するほどの十分な情報があるとは言えないことから、実施規範本体に含めるように対処したい。」について、現時点で海藻に関して「十分な情報があるとは言えない」と判断された具体的な根拠や情報はどういうことか。

(事務局) 水産物 (魚介類や海藻) 中のカドミウム濃度に影響を与える要因には、取り込みパターン、水生環境の特性、カドミウム源への近接性などのさまざまな要因があり、低減対策としてはそれらの要因を考慮した地域固有の緩和策が最も適切である可能性があるとして実施規範の本文に記述されている。そのため、附属書として「取り込みパターン、水生環境の特性、カドミウム源への近接性などのさまざまな要因」などについて、各国が各々で判断ができるような情報の記述が求められはざであるが、今回の附属書には、そうした重要な事項についての具体的な記載はなく、海藻については附属書の作成を正当化するほどの知見ではないと判断した。本文中には水産物と海藻のセクションが設けられており、そのうえで附属書があることから、重複する内容も多くなっている。ただし、附属書の記載内容を全て否定するわけではなく、本文との重複を排除しつつ、実施規範本文の記述を充実させることを提案する予定。

(樋渡由岐委員) どのような追加データがあれば、海藻について独立した附属書を作成する判断基準を満たすと考えられるか。

(事務局) 前問と同様であるが、海藻の生物としての種や生育環境等の違いによる低減対策など、海藻類に特化した知見に基づく具体的な記述が可能であれば附属書の作成を支持できる判断基準の一つとなると認識している。これに対して、今回、同様に附属書が提案されているコメに関しては、低吸収となる品種の利用や湛水管理などのコメの栽培に特化した追加の管理措置が含まれており、附属書の作成を支持できると考える。

仮議題 8 : 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン (ステップ 4)

(亀山浩委員) 我が国において直接消費用落花生と加工用落花生の基準を区別する必要はあるのか。

(事務局) (後日回答) 我が国における加工の実態については、国内にアフラトキシン低減を目的とした加工施設がないこと、アフラトキシン低減加工を行うことは現実的に困難であるとされている状況を踏まえ、アフラトキシン管理のための規制値は、加工用、直接消費用の別を問わず、一本化することが望ましく、直接消費用の規制値とすることが適当であるとされている。

仮議題 10：食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範のレビュー

GEMS/Food データベースにデータの収集及び提出のためのサンプリング及び分析法の性能特性に関するガイダンス

(和田政裕委員) ピロリジジナルカロイド類について、日本では健康食品や野草茶、山菜等で話題になるが、海外では気にされていないのか。

(事務局) 食用植物そのものがピロリジジナルカロイド類を天然に含む場合については、今回の作業の対象外としている。改訂が提案されている実施規範の範囲に新たに加える対象食品としてはちみつが挙げられているが、会議資料にあるとおりサプリメント等でも汚染があることが知られており、今後、各国が実態データを集めるべき食品のリストも討議文書に含まれており、リスク管理の対象食品については引き続き議論されていくことになっている。

仮議題 11：食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範のレビュー

(森田満樹委員) 「iii. EWG を設置し、第 19 回 CCCF での検討のため実施規範改訂原案を作成すること。」とあるが、これまでも日本は EWG に参加して低減技術について多くの情報提供をされてきたと思う。さらなる低減に向けての新規作業ということで、新たなデータ提供等の予定はあるか。今後も引き続きの貢献を期待する。

(事務局) 今回の討議文書の作成に先立ち、回付文書を通じて加盟国に求められた情報提供には、我が国からも情報提供をしたところ。今後、新規作業が行われると考えられるため、引き続き EWG に参加し、実行可能で、かつ、低減に有効な対策が盛り込まれるよう、我が国で得られている知見を踏まえて作業に貢献することとしている。

仮議題 12：乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B₁ 低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) のレビュー

(清水隆司委員) 飼料中のアフラトキシン類については、日本国内でサーベイランスモニタリングが行われていることは承知しており、日本の生乳中の M₁ については J ミルクでも定期的にモニタリングしている。それらの結果等も踏まえて今後検討されると認識しているが、本提案が新規作業として採択された際には、引き続き EWG 等に参加いただき、関係者・組織等に情報を示していただきたい。

(事務局) 国内の関係者とも情報交換しながら進めていきたい。

仮議題 13：食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類の汚染防止及び低減に関する実施規範の策定

(木村たま代委員) トロパンアルカロイド類はチョウセンアサガオ属に特有な物質なのか。

(事務局) トロパンアルカロイド類はチョウセンアサガオ属に限らず、ナス科のいくつかの植物に含まれることが知られている。国内ではトロパンアルカロイド類を含む野草の誤食が問題になっているが、国際的にはトロパンアルカロイド類を含む雑草の種子の穀類への混入が問題となっており、健康影響を予防するため管理をしていくこととなっている。チョウセンアサガオ属の種子は穀類と大きさや形状が類似しており選別が難しいことから汚染の可能性がある、穀類においては問題になるのはチョウセンアサガオ属にほぼ限定される。実際に実施規範においても議論されているのはほぼチョウセンアサガオ属の管理についての記述となっているため、スコープを明確にしても良いのではないかと考えている。

(木村たま代委員) 日本におけるトロパンアルカロイド類混入の実態はあるのか。

(事務局) 農林水産省が、海外で混入が問題となっているソバや大豆について、国産品の実態調査を行ったが、全く検出されなかった。国内においては選別、調製や圃場管理がしっかり行われており、汚染の可能性は低いと考えられる。

(木村たま代委員) 海外での汚染状況はどうなっているのか。

(事務局) 輸入食品については知見を持ち合わせていない。

(以上)